平成２６年（フ）第１号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂30番地の２　丸三コーポ101号
債務者　髙橋　悦子（旧姓安藤）
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
神戸市西区王塚台６丁目74番地の３　ロイヤル大塚台405号、前住所神戸市垂水区西舞子６丁目３番24―501号
債務者　沖　　直人
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
神戸市西区水谷１丁目５番５―202号、申立時の住所神戸市西区水谷３丁目７番23―202号
債務者　芦刈こと　芦刈　菜月
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
神戸市西区北別府３丁目20番地の８　メゾン長尾303号、前住所大阪市大正区千島１丁目30番25号
債務者　山本　良介
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
兵庫県神戸市西区押部谷町木幡２番地の71
県住４―101号
債務者　増田　光一
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
神戸市西区北山台１丁目２番24―104号、前住所神戸市西区美穂が丘４丁目３番地の14
債務者　川口　勇造
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
兵庫県明石市二見町福里581番地の11　常盤荘202号
債務者　木原　静香
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
兵庫県明石市魚住町西岡2297番地の１　レオパレスＡ＆Ｋ221―101号、前住所兵庫県明石市大久保町西島140番地の８
債務者　藤岡　弘光
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７号
兵庫県明石市相生町１丁目10番10―705号
債務者　小野　正博
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1301番地の４
債務者　﨑岡てるみ
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
富山市水橋町４番地
債務者　浦田　哲也
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９５号
富山県中新川郡立山町道源寺600番地　釜ヶ渕町営住宅４Ｂ―202、前住所富山県中新川郡立山町米沢14番地23
債務者　佐々木直紀
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７１号
広島県福山市沼隈町大字常石143番地２　開谷団地６号館101
債務者　宮崎　明子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２７２号
広島県福山市能島３丁目２番４―508号　雇用促進住宅
債務者　藤澤　　淳
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２８０号
広島県福山市曙町５丁目17番１号
債務者　五和宮松美
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６４号
青森県平川市猿賀遠林69番地２
債務者　工藤　夏子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

第明治三十二種郵便物認可